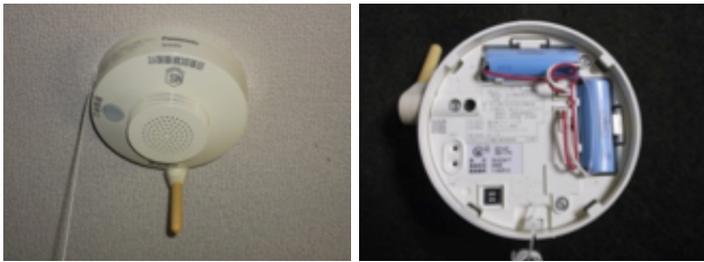


駒場自治会だより

こまばじちかい だより



お宅の住宅用火災警報器は大丈夫？



【住宅用火災警報器の設置義務】

さいたま市では住宅用火災警報器の取付について、新築住宅は平成18年6月から、それ以前の住宅については平成21年6月から義務化となりました。自治会の会員の皆様のお宅では既に設置済のことと思います。もしも、未だ設置されていない場合は、早急に取り付けましょう。

【取付場所は寝室に！】

火災警報器は住宅の場合、寝室に取り付けるのが正しい取り付け方です。火を扱うからと台所や居間に取り付けられていると寝室で就寝時に火災に気付かず、毎年逃げ遅れた高齢者の方が数多く亡くなっています。火災警報器は必ず寝室に取り付けてください。

【火災警報器のお手入れ】

火災感知器を常に安心してお使いいただくために、月1回程度の定期的な作動確認を実施しましょう。住宅用火災警報器のボタンを押したり、ひもを引くことにより作動確

認や電池切れ、故障の確認ができます。

また、クモの巣やホコリ等が付くと火災を感知しにくくなりますので、半年に1回程度は掃除機等でホコリを取り除くようにしてください。

【火災警報器の寿命】

火災警報器は電子部品を使用しており、電池の寿命や経年による感知性能の低下があります。一般的には10年を目安に本体ごと交換するのが好ましいとされていますが、電池を交換するタイプもありますので、それぞれのメーカーなどにお問い合わせください。

【問い合わせ先】

浦和消防署 048-833-1319(代表)

■熱式・煙式住宅用火災警報器の場合

- 一般社団法人日本火災報知機工業会 ☎0120-565-911 www.kaho.or.jp/
- 能美防災株式会社 ☎0120-155-772 www.nohmi.co.jp/
- ホーチキ株式会社 ☎0120-919-856 www.hochiki.co.jp/
- ニッタン株式会社 ☎0570-022-888 www.nittan.com/
- パナソニック株式会社エコソリューションズ社 ☎0120-878-365 www2.panasonic.biz/es/densetsu/ha/jukeiki/

■住宅用火災・ガス・CO警報器の場合

- 一般社団法人 ガス警報器 工業会 ☎03-5157-4777 www.gkk.gr.jp/
- 一般社団法人 日本ガス協会 ☎03-3502-0115 www.gas.or.jp/

平成29年2月25日(土)13:15～第3回役員会議、3月25日(土)15:15～第4回役員会議、4月23日(日)通常総会

第18回古紙収集日のお知らせ

回収業者:株式会社遠山紙業

2/18 (土)
9時30分
です。
雨天決行

毎月第3土曜日

■1月度収集のご報告

新聞 ……1,700kg
 雑誌類 ……490kg
 段ボール ……500kg
合計 2,690kg

よろしくお願ひいたします。